

保存期間：10年
(2033年末)
令和5年3月15日

資料

2

2. 酒類行政における最近の取組等

目 次

(1) 第22回酒類分科会の審議事項について、その後の状況説明	
① 酒類の公正な取引に関する基準について	1～5
② 酒類に係る表示基準の見直しについて	6
③ 改正JAS法の施行後の状況等について	7
(2) 責任ある飲酒への取組について	8
(3) インボイス制度説明会について	9～11
(4) 日本産酒類の輸出促進について	12
(5) 令和5年度税制改正(租税特別措置法第87条関係)について	13

酒類の公正な取引に関する基準 制定の経緯

- 平成7年3月31日 行政改革推進本部が策定した「規制緩和推進計画」を閣議決定
- 平成10年3月31日 行政改革推進本部が新たに策定した「規制緩和推進3か年計画」を閣議決定(酒類小売業免許に言及)
- 平成13年1月1日 酒類小売業免許に係る規制の緩和(距離基準の廃止)
- 平成15年9月1日 酒類小売業免許に係る規制の緩和(人口基準の廃止)
- ※ 酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(議員立法)が成立(平成15年7月7日施行)
- 平成18年8月31日 国税庁が「酒類に関する公正な取引のための指針」を公表
- 平成26年6月20日 「健全な飲酒環境の整備に関する請願」国会採択・内閣送付
- 平成28年5月27日 過度な価格競争を防止する等の観点から、「酒税法等の一部を改正する法案(議員立法)」が可決、成立(6月3日公布)
- 平成29年3月31日 「酒類の公正な取引に関する基準」制定(国税庁)
(平成29年6月1日施行) (おおむね5年ごとに見直し)
- 令和4年3月31日 同基準を一部改正(売上原価の算定方法、費用配賦の方法)

酒類の公正な取引に関する基準の概要

過度な競争を防止する観点から、平成29年3月に「酒類の公正な取引に関する基準」を制定

(酒類の公正な取引の基準)

酒類業者は、次のいずれにも該当する行為を行ってはならないものとする。

- (1) 正当な理由なく、酒類を当該酒類に係る売上原価の額と販売費及び一般管理費の額との合計額を下回る価格で継続して販売すること
- (2) 自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引をすること

⇒ (1)価格要件と(2)影響要件の双方の要件に該当する場合は、指示、公表、命令、罰則の対象となる。

(改正前)

○ 売上原価の算定方法

仕入価格から仕入値引(基準が明確に定められ、当該基準が取引の相手方に事前に示され、仕入と密接に関連するものに限る)を控除する。

○ 販管費の配賦方法

酒類事業と他の事業を併せて行っている場合、販管費は酒類業者が選択した合理的な配賦方法に従って配賦する。

※ 公正な取引の基準については、**おおむね5年ごとに再検討**を加え、必要があると認めるときは、これを改正するものとされている(組合法86の3⑥)

※ なお、基準制定に当たっては、酒類業者の適切な経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないよう留意することとされている(組合法86の3②)

基準改正のポイント(リベート関係)

改正前

リベートを受領した酒類業者の売上原価の算定に当たり、次の3つの要件を満たす場合に限り、仕入値引として処理することができる。

- ①リベートの基準が明確に定められ、
- ②当該基準が取引の相手方に事前に示され、
- ③仕入と密接に関連するものに限る

改正後

リベートを受領した酒類業者の売上原価の算定に当たり、次の4つの要件を満たす場合に限り、仕入値引として処理することができる。

- ①リベートの基準が明確に定められ、
- ②当該基準が取引の相手方に事前に示され、
- ③仕入と密接に関連するものに限る、
- ④販売価格の算出上、控除した値引きの額である旨が書面等によりリベートの支払者から伝達されている場合に限る

酒類の公正な取引に関する基準上、仕入値引とみなすことができないリベートについては、酒類の販売に係る販売費及び一般管理費からも控除は不可

《書面等による伝達》

リベート支払者



《契約書、納品書、請求書等の書面又は電磁的記録で伝達する項目》

- ①販売価格の算出上、控除した値引きの額である旨
- ②リベートの対象となる酒類の銘柄
- ③取引年月日
- ④数量
- ⑤それぞれの酒類ごとの値引きの額及びその合計額を明示

リベート受領者



書面等により伝達



基準改正のポイント(共通費用の配賦方法関係)

改正前

酒類業者が、酒類事業と酒類事業以外の事業を併せ行っている場合において、これらの事業に共通する費用が発生するときは、当該酒類業者が選択した合理的な配賦方法により配賦。

改正後

酒類業者が、酒類事業と酒類事業以外の事業を併せ行っている場合において、これらの事業に共通する費用が発生するときは、当該酒類業者が選択した合理的な配賦方法により配賦。

- ・ 酒類業者が選択した合理的な配賦方法により配賦できる場合は、その算出根拠が明らかにされている場合に限る。
- ・ 当該酒類業者が合理的な配賦方法を選択していない場合には、**売上高比により配賦する**。

《算出根拠が明らかにされている場合》

①客観的な資料（事業の実態を把握するために計測を行った結果や書面に記載されている具体的な金額など、販管費を算定するために必要な情報が記載されている資料）

に基づき、

②配賦方法の選択の合理性の具体的な根拠（客観的な資料に基づいて、共通費の費用科目等と選択した配賦方法に合理的な関連性があるなど、事業の実情に即した合理的な理由に基づく選択であること）が示され、かつ、計算過程が明らかにされている場合。

算出根拠が明らかにされていない場合も、売上高比により配賦することになります。

【参考】平成29～令和3事務年度の調査の状況(基準改正前)

○ チラシ広告などの情報から基準等に則していない取引の可能性があると考えられた酒類業者等に対して、取引等の実態を把握するための調査を実施。

1 「基準」に基づき指示・嚴重指導をした件数

事務年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	合計
調査件数	136	147	142	139	147	575
内 指 示	4	8	7	7	2	24
内 嚴重指導	15	17	13	18	6	54

2 令和3事務年度の指示事例(上記表中2件のうちの1件)

指示事例	
業 態	小売業(ドラッグストア)
主 な 問 題 点	総販売原価割れ販売
違 反 状 況	ビール系商品を総販売原価割れで販売していた。
違 反 原 因	仕入価格などの原価等から算出した販売価格の設定を行わず、競合他社の販売価格を踏まえて販売価格を低く設定していた。 また、総販売原価の費用配賦方法について合理的な方法を採用していなかった。
処 分 等	総販売原価割れ販売を継続して行っていたこと及び調査対象者の商圈内の小売事業者へ相当程度の影響を与えていたことが認められたことから、当該違反行為は基準違反と認定し、基準を遵守すべき旨の指示を行った。

目次

(1) 第22回酒類分科会の審議事項について、その後の状況説明	
① 酒類の公正な取引に関する基準について	1～5
② 酒類に係る表示基準の見直しについて	6
③ 改正JAS法の施行後の状況等について	7
(2) 責任ある飲酒への取組について	8
(3) インボイス制度説明会について	9～11
(4) 日本産酒類の輸出促進について	12
(5) 令和5年度税制改正(租税特別措置法第87条関係)について	13

酒類に係る表示基準の見直しについて

- 国内外の消費者にとっての分かりやすさや日本産酒類のブランド価値の向上、及び日本産酒類の輸出環境整備の観点から、酒類の表示制度について次の見直しを実施。
 - ◆ 清酒の製法品質表示基準について、製造時期や受賞記述の表示方法等を改正
 - ◆ 改正JAS法の施行に合わせ、酒類業組合法に基づく酒類における有機の表示基準を廃止

清酒の製法品質表示基準



令和5年1月1日から適用

◎ 製造時期表示

- ・ 商品性等に応じて多様な時期表示ができるよう、必要記載事項から任意記載事項に変更。
(コーデックス規格や食品表示基準に沿う見直し)

◎ 受賞記述表示

- ・ 公的機関以外の機関から付与された賞の表示を可能とする。

(注) 改正告示は、令和4年7月19日に公告。

⇒ 消費者利益等の観点から、細部の取扱い等について、日本酒造組合中央会と国税庁で協議した上、Q&Aを作成し、公表。

酒類における有機の表示基準



令和4年10月1日施行

◎ JAS法の改正

- ・ 改正JAS法に基づき、有機加工食品のJASの対象に有機酒類を追加。これに併せて、現行の酒類における有機の表示基準(告示)を廃止。
- ・ 有機表示制度の移管に伴い、JAS法を財務省と農林水産省との共管法に変更。

⇒ 有機酒類の定義や使用可能な添加物の明確化を図るため告示を改正[令和5年4月1日以後適用]。

⇒ 有機加工食品の同等性の相互承認がなされている国・地域を優先して有機酒類の認証の同等性交渉を加速し、輸出の拡大を図る。

目次

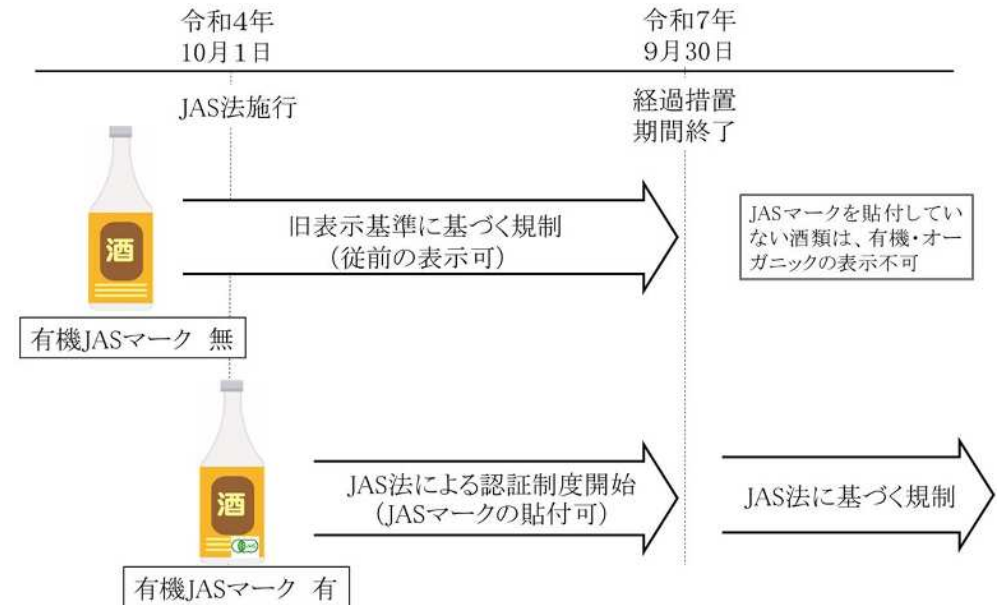
(1) 第22回酒類分科会の審議事項について、その後の状況説明	
① 酒類の公正な取引に関する基準について	1～5
② 酒類に係る表示基準の見直しについて	6
③ 改正JAS法の施行後の状況等について	7
(2) 責任ある飲酒への取組について	8
(3) インボイス制度説明会について	9～11
(4) 日本産酒類の輸出促進について	12
(5) 令和5年度税制改正(租税特別措置法第87条関係)について	13

改正JAS法の施行後の状況等について

現状

- 国税庁告示（酒類における有機の表示基準）を廃止。令和7年9月30日までの間、廃止前の表示を適用できる経過措置が設けられている（右図参照）。
- 有機酒類を製造する者は、登録認証機関から認証を受けることで有機JASマークを貼付することが可能。令和5年1月時点で、10社※が認証を受けている。

※ 清酒製造者4社、みりん製造者2社、ビール製造者2社、スピリッツ製造者1社、その他の醸造酒（どぶろく）製造者1社。



今後の対応

- 日本の有機JASを輸出相手国の有機認証と同等のものとして取り扱うことが可能となる「有機同等性」を締結できれば、輸出の円滑化・拡大が期待できる。
- 国税庁では農林水産省と連携し、まずは米国、EU、カナダ及び英国と、有機同等性締結に向けた交渉を開始。

目次

(1) 第22回酒類分科会の審議事項について、その後の状況説明	
① 酒類の公正な取引に関する基準について	1～5
② 酒類に係る表示基準の見直しについて	6
③ 改正JAS法の施行後の状況等について	7
(2) 責任ある飲酒への取組について	8
(3) インボイス制度説明会について	9～11
(4) 日本産酒類の輸出促進について	12
(5) 令和5年度税制改正(租税特別措置法第87条関係)について	13

20歳未満の者の飲酒防止/適正飲酒の推進

国税庁では、社会的要請を踏まえて、厚生労働省等の関係省庁や酒類業界と連携し、20歳未満の者の飲酒の防止や適正飲酒の推進に取り組んでいます。



4月は20歳未満飲酒防止強調月間です。

20歳未満の者の飲酒を防止するため、酒類小売店では年齢確認を実施しています。2022年4月から既述の成年年齢は18歳に引き下げられましたが、飲酒可能な年齢は20歳以上のまま維持されています。

酒類小売店、内販店、飲食店、大衆浴場、公営施設、成人アムusement施設、主要な民間施設等において、酒類小売店と同様に年齢確認を実施する店舗は、一部に限り、酒類小売店と同様に年齢確認を実施しています。



20歳未満の者の飲酒は法律で禁じられています。2022年4月から既述の成年年齢は18歳に引き下げられましたが、飲酒可能な年齢は20歳以上のまま維持されています。20歳未満の者の飲酒を防止するため、酒類小売店では年齢確認を実施しています。

酒類小売店、内販店、飲食店、大衆浴場、公営施設、成人アムusement施設、主要な民間施設等において、酒類小売店と同様に年齢確認を実施する店舗は、一部に限り、酒類小売店と同様に年齢確認を実施しています。

20歳未満飲酒防止強調月間

「未成年者飲酒防止強調月間」の決定について

(平成13年10月5日 酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会幹事会決定)

「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」(平成12年8月30日酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会決定)記の1(3)⑩に基づき、下記のとおり未成年者飲酒防止強調月間を設ける。

記

- 1 平成14年以降毎4月(4月1日から同月30日までの1か月間)を未成年者飲酒防止強調月間とする。
- 2 未成年者飲酒防止強調月間においては、関係省庁は全国的な広報啓発活動を行い、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚等を図る。
- 3 同月間に併せ、関係省庁は「未成年者の飲酒防止等対策及び酒類販売の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」に盛り込まれた施策を始めとする未成年者の飲酒防止対策を集中的に実施する。

(参考)

- 1 平成12年は、12月が未成年者飲酒防止強調月間とされました。
- 2 「未成年者飲酒防止強調月間」は、令和2年4月実施分から「20歳未満飲酒防止強調月間」に名称変更しました。

【国税庁HPより】

目次

(1) 第22回酒類分科会の審議事項について、その後の状況説明	
① 酒類の公正な取引に関する基準について	1～5
② 酒類に係る表示基準の見直しについて	6
③ 改正JAS法の施行後の状況等について	7
(2) 責任ある飲酒への取組について	8
(3) インボイス制度説明会について	9～11
(4) 日本産酒類の輸出促進について	12
(5) 令和5年度税制改正(租税特別措置法第87条関係)について	13

○ 酒類事業者を通じ、農家など米、芋、麦、ぶどう等の原料供給者に対し、インボイス説明会をご案内。

差出人・返還先
〒△△△-△△△△
東京都千代田区霞が関3-1-1
国税庁 酒税課
株式会社●● 発送代行係
ご依頼主様からお預かりしたものを当社が
差出人となり発送代行しています。

酒類製造者の皆様へ

国 税 庁
酒 税 課
軽減税率・インボイス制度対応室

《消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）に関するお知らせ》

平素より、税務行政及び酒類行政につきまして御理解と御協力をいただきましてありがとうございます。

令和5年10月1日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まります。インボイス制度が始まると、酒類製造者の皆様が酒類製造のために購入する原料（米やぶどう等）の購入代金のうち、消費税分（飲食料品として8%）の仕入税額控除を行うためには、原則として原料の生産者（米やぶどうの農家等）が交付するインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。

原料の生産者が発行するインボイス（適格請求書）には登録番号の記載が必要であり、登録番号は税務署へ申請手続を行って取得することが必要です。

令和5年10月1日から確実に登録番号を記載するためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請をしていただく必要があります。

今後、申請手続が非常に混み合うことが予想されますので、登録申請が済んでいない原料の生産者がいらっしゃるようであれば、同封のチラシを活用いただく等により、早めのご準備をお勧めしていただきますようお願いいたします。

インボイス制度の説明会のご案内

オンライン説明会

全国どこからでも、誰でも参加可能なインボイス制度に関するオンライン説明会を開催しております。

開催スケジュール等の確認や申し込みについては、次のWEBサイトからご確認ください。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm



実地説明会

全国の国税局・税務署で、以下の3種類の説明会等を開催しております。

開催場所や日程等については、地域ごとに裏面に記載しておりますWEBサイトからご確認ください。

登録申請相談会	インボイス制度にご不明点がある、登録申請手続きにご不明点のある個人事業者の方へ
	インボイス制度の概要を説明したのち、インボイス発行事業者の登録申請の手続を説明、登録申請手続きのお手伝いをいたします。 インボイス制度の説明部分だけの参加も可能です。
インボイス制度の説明会	消費税を申告している(又は申告したことのある)方で インボイス制度にご不明点のある個人事業者・法人の方へ
	消費税を申告したことがあるものの、「インボイス制度」という言葉を初めて聞いた方や制度全体の仕組みを知りたい方向けに説明会を開催しています。 ※ オンライン説明会でも同様の内容をご説明しております。
インボイス制度の説明会 ～消費税の仕組みから知りたい方 向け～	消費税の申告をしたことのない個人事業者・法人の方へ
	今まで消費税申告をしておらず消費税の基本的な仕組みから理解されたい方向けに説明会を開催しています。また、インボイス発行事業者の登録をすべきか検討されている方にもこちらの説明会をお勧めいたします。 ※ オンライン説明会でも同様の内容をご説明しております。

実地説明会の開催状況等

開催局	開催地域	開催場所・日程等
札幌国税局	北海道	https://www.nta.go.jp/about/organization/sapporo/invoice_setsumeikai/index.htm 
仙台国税局	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	https://www.nta.go.jp/about/organization/sendai/invoice_setsumeikai/index.htm 
関東信越国税局	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 新潟県 長野県	https://www.nta.go.jp/about/organization/kantoshinetsu/invoice_setsumeikai/index.htm 
東京国税局	千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/invoice_setsumeikai/index.htm 
金沢国税局	富山県 石川県 福井県	https://www.nta.go.jp/about/organization/kanazawa/invoice_setsumeikai/index.htm 
名古屋国税局	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	https://www.nta.go.jp/about/organization/nagoya/invoice_setsumeikai/index.htm 
大阪国税局	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/topics/invoice/index.htm 
広島国税局	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	https://www.nta.go.jp/about/organization/hiroshima/invoice_setsumeikai/index.htm 
高松国税局	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	https://www.nta.go.jp/about/organization/takamatsu/invoice_setsumeikai/index.htm 
福岡国税局	福岡県 佐賀県 長崎県	https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/invoice_setsumeikai/index.htm 
熊本国税局	熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	https://www.nta.go.jp/about/organization/kumamoto/topics/invoice/index.htm 
沖縄国税事務所	沖縄県	https://www.nta.go.jp/about/organization/okinawa/invoice_setsumeikai/index.htm 

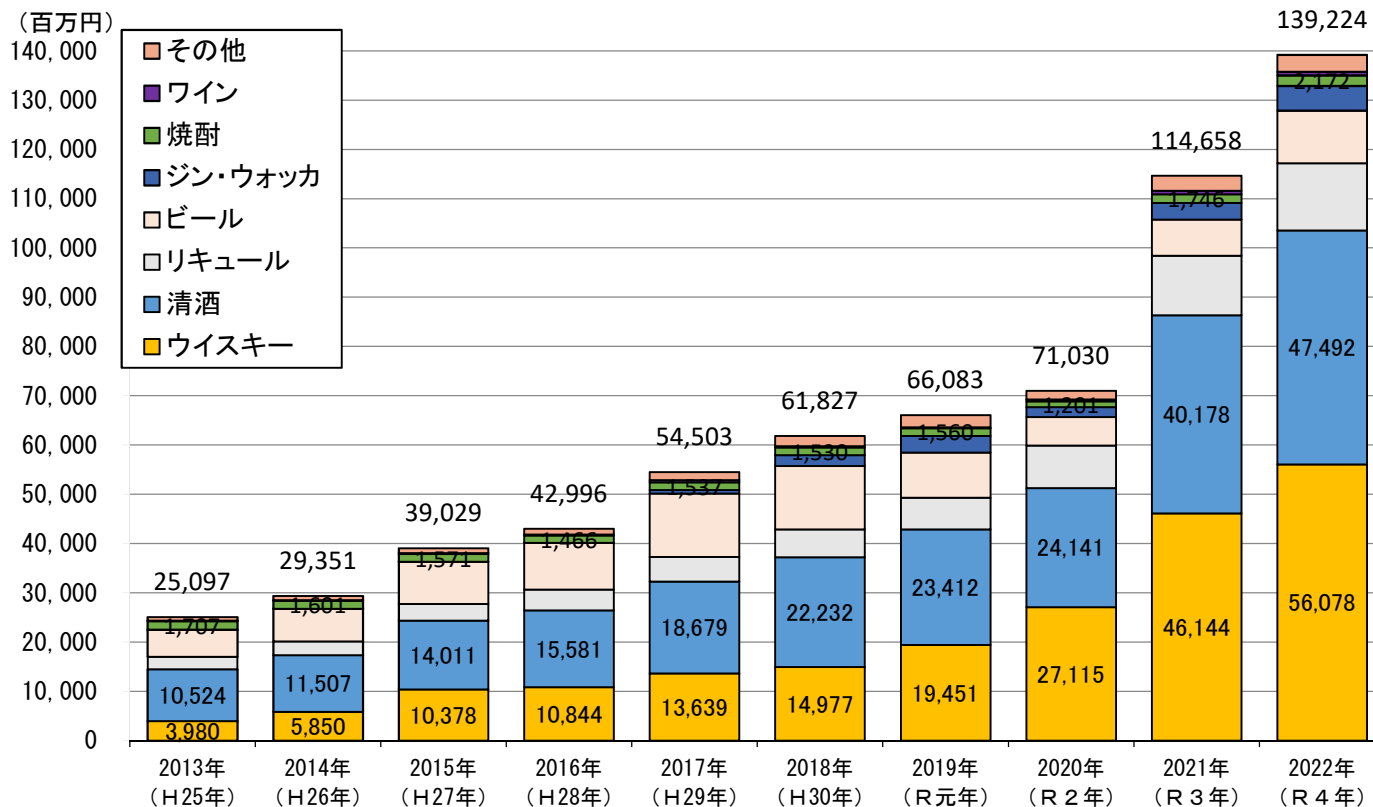
目次

(1) 第22回酒類分科会の審議事項について、その後の状況説明	
① 酒類の公正な取引に関する基準について	1～5
② 酒類に係る表示基準の見直しについて	6
③ 改正JAS法の施行後の状況等について	7
(2) 責任ある飲酒への取組について	8
(3) インボイス制度説明会について	9～11
(4) 日本産酒類の輸出促進について	12
(5) 令和5年度税制改正(租税特別措置法第87条関係)について	13

最近の日本産酒類の輸出動向について

(2023年2月作成)

- 2022年分の輸出金額は1,392億円(対前年比21.4%増)となり、初めて1,000億円を超えた2021年に引き続き好調に推移。
- 品目別にはウイスキーや清酒、国・地域別には中国やアメリカが輸出を牽引。



○品目別輸出金額 (単位: 百万円)

品目	2021年	対前年増減率	2022年	対前年増減率
ウイスキー	46,144	+70.2%	56,078	+21.5%
清酒	40,178	+66.4%	47,492	+18.2%
リキュール	12,067	+39.9%	13,610	+12.8%
ビール	7,361	+27.5%	10,745	+46.0%
ジン・ウォッカ	3,392	+68.0%	4,970	+46.5%
焼酎	1,746	+45.4%	2,172	+24.4%
ワイン	687	+97.6%	686	▲0.1%
その他	3,083	+70.2%	3,470	+12.6%
合計	114,658	+61.4%	139,224	+21.4%

○輸出金額上位10か国・地域 (単位: 百万円)

国・地域	2021年	対前年増減率	2022年	対前年増減率
中華人民共和国	32,025	+85.2%	39,488	+23.3%
アメリカ合衆国	23,811	+72.0%	26,780	+12.5%
台湾	9,307	+42.3%	12,029	+29.3%
香港	14,758	+48.0%	11,593	▲21.4%
シンガポール	5,067	+32.3%	8,237	+62.6%
フランス	5,748	+80.5%	6,185	+7.6%
オーストラリア	4,193	+60.2%	5,619	+34.0%
大韓民国	2,763	+44.0%	5,576	+101.8%
オランダ	3,878	+26.6%	4,203	+8.4%
カナダ	1,486	+49.8%	2,505	+68.6%
(参考)EU・英国	12,774	+60.2%	15,619	+22.3%

○2022年の輸出金額の推移

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
輸出金額 (億円)	85.3	89.4	138.7	118.9	114.7	145.8	126.8	113.2	123.1	113.7	109.3	113.4	1,392.2
対前年同期比 (%)	+11.4	+11.8	+35.3	+10.3	+24.1	+39.6	+24.1	+21.9	+33.0	+12.7	+21.1	+8.8	+21.4

出典: 財務省貿易統計(2023年1月末の数値で作成)

目次

(1) 第22回酒類分科会の審議事項について、その後の状況説明	
① 酒類の公正な取引に関する基準について	1～5
② 酒類に係る表示基準の見直しについて	6
③ 改正JAS法の施行後の状況等について	7
(2) 責任ある飲酒への取組について	8
(3) インボイス制度説明会について	9～11
(4) 日本産酒類の輸出促進について	12
(5) 令和5年度税制改正(租税特別措置法第87条関係)について	13

承認酒類製造者に対する酒税の税率の特例措置の創設(案) (令和5年度改正)

経営基盤の強化に資する施策を計画・実施する意欲的な酒類製造者に対する新たな酒税の税率の特例措置を創設する。

<現行制度(租特87条・87条の4・震災税特法43条)>

対象

(制度趣旨)
酒税増税による
激変緩和措置等

増税のあった7品目

- 清酒
- 合成清酒
- 単式・連続式 蒸留焼酎
- 果実酒
- ビール
- 発泡酒

適用対象者・軽減措置

【適用対象者】
 対象品目ごとの前年度課税移出数量が1300kℓ以下の中小規模の酒類製造者
 ※1300kℓを超えると軽減の対象外

【軽減措置】
品目ごとの軽減税率
 品目や製造規模に応じて、10%～28.9%を軽減
 ※1000～1300kℓの品目は軽減率を半減(清酒の例:20%→10%)
 ※対象品目の年間の課税移出数量が200kℓまでのものに限定適用

<改正内容(案)(租特87条・87条の4・震災税特法43条の廃止⇒新制度の創設)>

対象

「品目」から「製造者」に着目した制度に移行

中小企業者が製造する全品目

適用対象者・軽減措置

【適用対象者】(以下の要件をいずれも満たす者)
 ・前年度総課税移出数量が3000kℓ以下の者(資本金等3億円超かつ従業員300人超の法人等を除く。)
 ・経営基盤の強化のための事業計画書を提出し、特例の適用を受けるための承認を受けた酒類製造者

【軽減措置】 製造者単位の減税(最大1400万円)

酒税累計額	軽減割合※
5000万円以下	20%
5000万円超～8000万円以下	10%
8000万円超～1億円以下	5%

※いずれか一の品目の前年度課税移出数量が次の数量の者は、次の割合を上記軽減割合に乗じた軽減割合とする。

400kℓ超1000kℓ以下	1000kℓ超1300kℓ以下	1300kℓ超
75%	50%	25%

<円滑に新制度へ移行するための経過措置>

新制度の適用(R6. 4. 1～)により税負担が増える酒類製造者は、現行制度の軽減税率に次の割合を乗じた軽減税率を適用可能

* R5～R8年度:100%、R9年度:90%、R10年度:80% (R6年度以後は事業計画書を提出し、特例の適用を受けるための承認を受ける必要)

令和4年12月16日 自由民主党・公明党『令和5年度税制改正大綱』第1章(抜粋)

3. 地域における活力と安全・安心な暮らしの創造

(2) 酒税の特例措置の見直し

酒類市場は、大規模事業者による酒類が市場全体の大宗を占めるという特殊な環境にある中で、地域で多様な酒類を製造している意欲的な中小事業者を存続させていくことは、多様化する国内外の消費者ニーズに対応することで酒類業の健全な発達を図り、ひいては酒税を保全する観点からも重要である。

このような点を踏まえ、地域性などを踏まえた多様な酒類の製造などに積極的に取り組み、酒類業の健全な発達に寄与する中小事業者に対して支援を行う観点から、新たな酒税の軽減措置を講ずる。あわせて、現行の酒税の特例措置は廃止し、新たな特例措置への移行に伴う激変緩和のための経過措置を講ずる。